

## 仕 様 書

1	委託名	令和元年度高齢者予防接種に係る電話相談窓口業務委託（単価契約）
2	委託内容	千葉県保健所感染症対策課内に設置する「高齢者予防接種電話相談窓口」の対応。開設する電話回線ごとに最低1名の従事者をつけ、市民や医療機関からの高齢者予防接種（インフルエンザ・肺炎球菌）に関する様々な質問・相談に応じる。
3	契約方法	電話1回線1時間当たりの単価契約とする。
4	委託場所 （電話回線開設場所）	千葉県保健所感染症対策課内 所在地：千葉県美浜区幸町1-3-9千葉県総合保健医療センター2F
5	委託期間 （電話回線開設期間）	令和元年9月19日（木）から令和元年12月27日（金）まで
6	委託日 （電話回線開設日）	上記委託期間の内、土曜日・日曜日・祝日を除いた平日とする。（別添「仕様内訳書」参照）。
7	開設する電話回線の数	1日あたり2～3回線 ※各日の開設数は、別添「仕様内訳書」参照
8	各日の電話回線開設時間	午前9時から午後5時。なお、3回線開設日の午前11時から午後2時までは1回線閉鎖して2回線の開設とし、2回線開設日の午後0時から午後2時までは1回線閉鎖して1回線の開設とする。
9	服装等	委託場所（電話回線開設場所）が感染症対策課内であるため、従事する者の服装等は華美になることなく清潔を保つよう努めること。また従事者は当課が用意する名札を着用すること。
10	個人情報の保護	この契約による業務により知り得た個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を順守すること。
11	その他特記事項	<p>（1）電話相談窓口業務に従事する者の氏名等の一覧、またその他感染症対策課が指示する書類について、委託期間前に同課に提出すること。</p> <p>（2）本契約の業務の遂行にあたり疑義が生じたときや不明な点については、指定された感染症対策課職員に随時確認し、電話相談窓口業務に支障が出ないように努めること。</p> <p>（3）電話相談窓口業務に従事する者が、やむを得ない事情により業務を長時間中断する場合は、委託先の責任において代替りの者を従事させ、電話相談窓口業務に支障が出ないようにすること。</p> <p>（4）従事する者の昼食休憩等は、本仕様書の項目8に記載されている、電話回線を1回線閉鎖する時間帯を利用すること。（トイレ休憩等、一時的な離席はこの限りではない）</p> <p>（5）電話相談窓口業務において発生する軽作業（自動応答装置の操作、相談記録票への記載等）についても行うこと。</p> <p>（6）委託期間のうち、9月19日（木）及び9月20日（金）は業務内容の説明を行うので（両日とも同内容）、電話相談窓口業務に従事する者は、どちらかの日には必ず従事すること。</p>